規制支援に係る受託研究、委託研究、共同研究の実施状況 令和5年2月21日 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門企画調整室

## 1. 概要

安全研究・防災支援部門は、これまでの規制支援審議会の審議を踏まえ、規制 支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について方策 (ルール) を定め、これに沿って中立性・透明性を確保している。

今般、令和 4 年度の受託事業が、このルールに基づいて進められたかどうか以下のとおり確認を行うとともに、ルールには受託事業の一環として行う再委託研究、共同研究についても定めがあるため、合わせて確認を行った。

## 2. 確認方法

部門内において両センターと異なる組織である企画調整室の担当者が、ルールに定めている全ての項目について、契約等に係る帳票類の確認及び関係者へのヒアリングを行うことで確認を行い、その結果を別表の通り取りまとめた。

## 3. 受託事業に関する確認結果

ルールに定めた各事項について、別表1のとおり受託研究の全事業26件(うち新規5件)に対して確認した結果、ルールを遵守していると認められた。

原子力機構以外の原子力事業者等との関係について、各センターは原子力事業者等からの受託事業や研究資金を受けておらず、また原子力事業者等に対して許認可対象となる設備を製作し提供していないため、ルールの2.(1)①②は該当がない。

ルールの2.(1)③(原子力事業者等からの出向者を従事させているか) についても、対象となる受託事業はない。

ルールの2.(1)④(受託事業の一環としての再委託先)については、別表2のとおり2件の受託事業において2機関に対し行っている。これらについて確認を行った結果、1件については再委託先の当該事業従事者が原子力事業者等からの受託事業にも携わっているものの、当該原子力事業者からの受託事業の内容は本再委託と利益相反の生じないものであることを確認した。

なお、各センターにおいては、再委託に係る契約条件として「本件への従事者は、受託事業実施期間において本件と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や研究資金を受けない」ことを契約書(仕様書に相当する実施計画書)に明記することで、利益相反の問題が顕在化しないよう対応している。

ルールの2. (2)②(原子力機構内における受託事業の従事者)については、 他部門からの兼務者が受託事業に従事しているケースは15件あるものの、その兼 務者が本務部署において原子力事業者等からの受託事業にも携わっている例は無 かった。

ルールの2. (2) のなお書きにある規制対象施設の利用については、原子 炉安全性研究炉 (NSRR) をはじめとして利用しているケースはあるものの、 何れも当センターから提示した実験条件に基づき実施、或いは当センターの担 当者が直接実施していた。

## 4. 共同研究に関する確認結果

ルール4. に定める、受託事業を遂行するに当たって実施する共同研究は1件あるが、事業遂行に不可欠な実機燃料を用いた試験研究に係るものであり、対等な立場で実施するなど、機構の共同研究契約規程に従っており、利益相反が生じない措置を講じている。

以上